

# 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図るとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

### 2.内容

#### (1)経過措置(8割控除)に係る適用期限と控除可能割合の見直し

本経過措置の適用期限を2年延長させた上で、控除可能割合を2026(令和8)年10月からは70%、2028(令和10)年10月からは50%、2030(令和12)年10月からは30%と段階的に縮減させる。

#### (2)経過措置(8割控除)の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

### 3.適用時期

上記2(1)は2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れについて適用される。

上記2(2)は2026(令和8)年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

### 4.影響

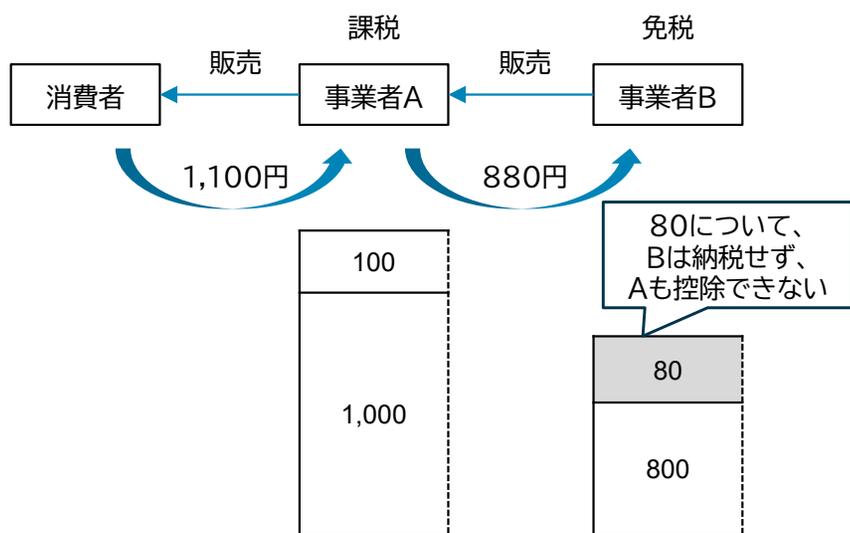
・本経過措置に係る上限額が10億円から1億円へ大きく引き下げられるため、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額の管理の必要性が増すことになる。

# 1. 改正の趣旨・背景

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)については、免税事業者が取引から排除されることを防ぎつつ、インボイス制度開始後の期間も使った価格交渉や課税転換の検討を可能にするため、経過的に免税事業者からの課税仕入れの一部を税額控除できる特例として設けられたものであるが、本特例により消費者が支払った消費税が納税されずに事業者の収入になるという状態が生じており、本特例は段階的に縮減していく必要がある。

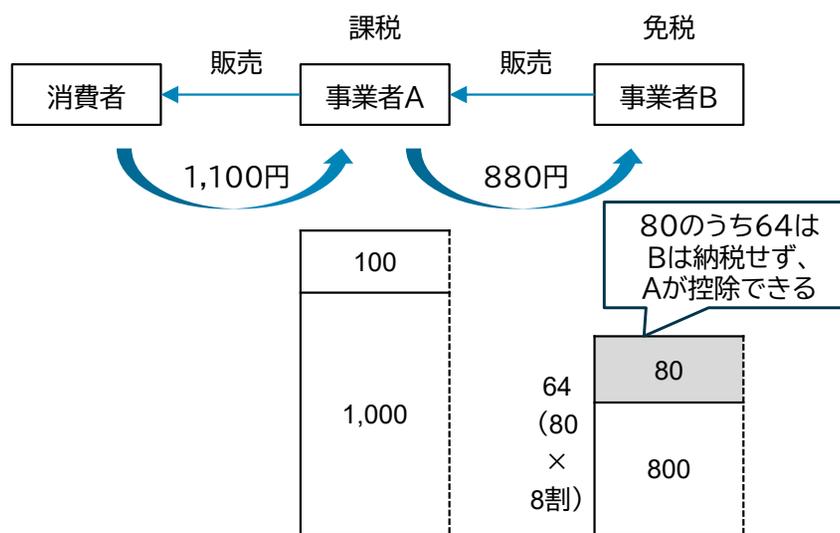
しかしながら、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から控除可能割合の引下げペース・幅を緩和するとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

【免税事業者からの仕入れ：原則】



A 課税事業者		B 免税事業者	
売上税額	100	売上税額	0
仕入税額	0		
納税額	100	納税額	0

【免税事業者からの仕入れ：8割控除あり】



A 課税事業者		B 免税事業者	
売上税額	100	売上税額	0
仕入税額	64		
納税額	36	納税額	0

消費税の納税額の  
総額が異なる

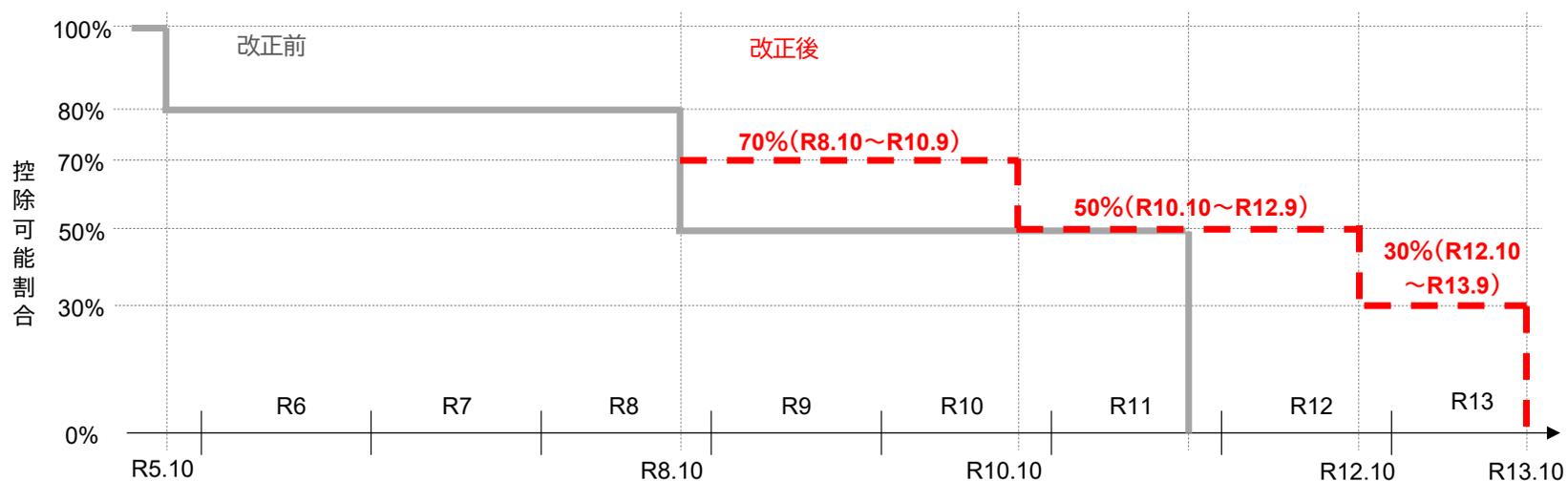


## 2. 内容

### (1) 経過措置(8割控除)に係る適用期限と控除可能割合の見直し

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)について、本経過措置の最終的な適用期限を2031(令和13)年9月30日へと2年延長し、控除可能割合を2026(令和8)年10月からは70%、2028(令和10)年10月からは50%、2030(令和12)年10月からは30%と段階的に縮減させる。

【免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置※】



控除割合	R5.10~	R6.10~	R7.10~	R8.10~	R9.10~	R10.10~	R11.10~	R12.10~	R13.10~
改正前	80%	80%	80%	50%	50%	50%	0%	0%	0%
改正後	80%	80%	80%	70%	70%	50%	50%	30%	0%

※本経過措置は一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされているが、免税事業者からの課税仕入れのほか、インボイスの要件を満たさないインボイス発行事業者からの課税仕入れについても、当該要件を満たす場合には本経過措置が適用される(改正前も同じ)。

## 2. 内容

### (2)経過措置(8割控除)の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置(8割控除)の適用を認めないこととする。

## 3. 適用時期

上記2(1)の経過措置に係る控除可能割合の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れについて適用される。

上記2(2)の経過措置に係る上限額の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

## 4. 影響

- ・本経過措置に係る上限額が10億円から1億円へ大きく引き下げられるため、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額の管理の必要性が増すことになる。
- ・本経過措置に係る上限額は2024(令和6)年税制改正において設けられたが、2026(令和8)年税制改正大綱ではその上限額について、取引実態等を踏まえ、今後の更なる引下げを検討することとされている。
- ・本経過措置に係る控除可能割合の見直しは、2026(令和8)年10月1日以後の課税仕入れから適用されるが、保存すべき帳簿に経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する必要があるため、会計システム等の改修が必要となる可能性がある。